

大阪市長

(お問い合わせ先)

電話番号
FAX 番号

高額障がい福祉サービス等給付費 支給決定通知書

先に申請のありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障がい者 (保護者)氏名		受給者証番号
支給決定に係る児童氏名		

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
決定額	円		
申請に係るサービス利用月	年 月		
本人支払額 円	本人支払額内訳		
	障がい福祉サービス	円	補装具 円
	障がい児通所支援	円	介護保険サービス 円
	障がい児入所支援	円	

支 払 方 法
口 座 払 い
振 込 先 申 請 時 に 届 け 出 た 銀 行 口 座

注

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合は、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として（訴訟において大阪市長を代表とする者は大阪市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないにつき正当な理由があるとき。